

●広報委員会運営要綱

〔令和2年10月29日
日本学術会議第302回幹事会決定〕

(設置)

第1 広報委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第25条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第2 委員会は学術会議全体としての広報に関する事項について審議する。

(組織)

第3 委員会は、会長の指名する副会長、会員又は連携会員20名以内をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、令和5年9月30日まで置かれるものとする。

(分科会)

第5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

分科会	調査審議事項	構成	備考
「学術の動向」 編集分科会	「学術の動向」の企画 及び編集に関すること	委員会の12名以内 の委員及び会員又は 連携会員若干名	設置期間：令和2 年11月26日～令 和5年9月30日
国内外情報発信 強化分科会	日本学術会議の活動に 係る国内・国外への情 報発信に関すること	20名以内の会員又 は連携会員	設置期間：令和2 年11月26日～令 和5年9月30日

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年11月26日日本学術会議第304回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。